宮崎県立都城商業高等学校部活動に係る活動方針

1 活動方針と目標

部活動は学校教育の一環として実施するものであり、教科学習との両立を目指し、文武両道に秀でた人間の育成を目指すものである。

- (1)部活動の活動及び生徒派遣については、部活動規定及び生徒派遣規定に基づいて行う。
- (2)部活動に係る活動方針(本方針)と年間・毎月の活動計画を部員・保護者に配布するなど、周知する。

2 本年度の部活動

- (1)【県競技力強化指定校の指定部】
 - ・男子ソフトテニス部、女子バレーボール部、男子卓球部
- (2)【本校の強化指定部】
 - ・硬式野球部、陸上競技部、女子卓球部、女子ソフトテニス部 女子バスケットボール部、吹奏楽部
- (3)【文化部】
 - ・演劇部、放送部、簿記部、写真部、珠算部、情報処理部、ワープロ部 英会話部、茶道部、共創ウェルビーイング部
- (4)【運動部】
 - ・弓道部、バドミントン部、女子ソフトボール部、女子サッカー部

3 活動について

- (1)活動時間
 - ・平日:2時間 休業日・長期休業日:3時間程度を原則とする。
 - ・練習試合及び大会等の場合は、この限りではない。
 - ・体育館使用部活動は、ローテーションのため、この限りではない。
 - ※【県競技力強化指定校の指定部】及び【本校の強化指定部】においては、指定の趣旨を踏まえて運用の工夫ができるものとする。

(2)休養日

- ・平日1日以上・週末1日以上(毎月第3日曜日「家庭の日」含む)の週2日以上を原則とする。
- ・週末及び「家庭の日」に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・長期休業中には、長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ※【県競技力強化指定校の指定部】及び【本校の強化指定部】においては、強化指定の趣旨を踏まえて、運用の工夫ができるものとする。

(3)定期考查期間

・定期考査1週間前から定期考査最終日の前日までの部活動は、原則停止する。

ただし、考査後2週間以内に公式試合が予定されている場合は、「部活動許可願」を提出することにより、1日2時間程度の活動を許可する。また、定期考査前日が休日のときは、午前か午後の3時間は可とする。

4 部活動指導上の注意

- (1)活動計画(年間・月間)、活動実績を作成し、効率のよい練習に心がける。
- (2)生徒の学業に支障をきたすことのないよう、担任、教科担任及び部顧問で連携を図り、学業と部活動との両立に関する指導を適宜行う。
- (3)心肺蘇生法、AED使用の研修を生かし、危機管理に努める。